

「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」 の活用事例

事例 1

～通勤時の負担を軽減するための駐車場の賃借～

【重度障害者等通勤対策助成金（駐車場の賃借助成金）】

重い心臓機能障害（1級）があるAさんは運動について制限があり、心臓に過度な負担をかけることができません。通勤のために公共交通機関を利用する場合には、駅までの徒歩や階段の昇降が必要であり、特に自宅から最寄り駅までの道は起伏が激しく、心臓への負担が就労に際しての大きな課題となっていました。



そこでB社はAさんの就労に際し、助成金を活用して事業所から徒歩1分の場所にAさんが利用するための駐車場の賃借し、自家用車での通勤を認めることにしました。

通勤時の身体的負担が大いに軽減したAさんは、無事に通勤できるようになり、B社で活躍しています。

事例 2

～聴覚障害者になった従業員が業務を継続するための 機器の整備～

【障害者作業施設設置等助成金（第1種）】

印刷業を営むD社で営業業務に従事していたCさんは、「突発性難聴」により両耳が聞こえなくなり人工内耳を装用することとなりましたが、人工内耳を装用しても、大人数や雑音の多い場所での会話、また電話での会話に聞き取りづらさが残っていました。そこでD社は、Cさんが従前どおりの営業業務に就きながら雇用を継続できるよう、会議で卓上に置いて使用したり、商談時に胸元につけて使用可能な小型集音装置と人工内耳に対応した音声受信機を、助成金を活用して整備することとしました。また、小型集音装置は、社用の携帯電話（助成対象外）とBluetoothで接続して



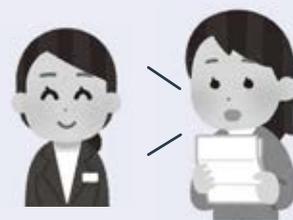
通話可能なものを選択したことから、営業業務に必須の対面及び電話でのコミュニケーションが可能となり、Cさんの業務内容を変更することなく、働き続けられるようになりました。

事例 3

～視覚障害者の業務をサポートする職場介助者の委嘱～

【障害者介助等助成金（職場介助者の委嘱助成金）】

社会福祉法人 F で働く視覚障害のある E さんは、施設長の業務を担当することになりました。全盲の E さんは普段の文書の読み書きでは点字を使用しているため、受け取った印刷物や手書きの文書は読み上げてもらったり、点字に訳してもらう必要があり、また、施設で働くスタッフへの伝達事項などは文字で示す必要がありました。さらに外出時の移動の安全確保も課題でした。そこで、助成金を活用して職場介助者を委嘱し、印刷物などの読み上げやスタッフへの伝達文書の作成補助、外出時の移動の付き添いをしてもらうことにしました。これにより、E さんは施設長としての業務を円滑に行うことができるようになりました。



事例 4

～聴覚障害者のリモート研修を支える要約筆記担当者の委嘱～

【障害者介助等助成金（手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金）】



H 社では社員研修を開催する際に、聴覚障害のある G さんのために助成金を活用して手話通訳者を委嘱していました。ところが、新型コロナウイルス感染症対策としてテレビ電話によるリモート体制で研修を行うこととなり、画面越しの手話通訳では研修内容を把握することが困難となりました。そこで、G さんのために要約筆記担当者を委嘱し、字幕を通じて研修を受講できるようにすることで、G さんは自宅にしながら研修の正確な内容を把握できるようになりました。